

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

新卒心得三か条...！

4月の月初全体ミーティングで新卒向けに「新卒心得三ヶ条」について話をしました。逆説的にちょっとインパクトがあるように面白くしてみました... 伝わったかな～？

話した直後に早速「エコヒイキってヒドイですね」的な反応が新卒以外の社員からありました（笑）

エコヒイキされると不公平に他人より得したり甘やかされるって意味じゃないんですがね～

まあ、それはそれで考えるキッカケになれば良いでしょ！（笑）

（1）モチベーションは上げるな！

無理矢理上げたモチベーションは必ず下がる...

無理矢理上げたテンションも必ず下がる。

常に平常心を心がけよう。

そして平常心のレベルをコツコツ上げる努力をしよう。

平常心のレベルは自分の価値観のレベルだ。

価値観が高まるのが成長することだ。

（2）頑張るな！面白がれ！

努力や頑張りは、熱中や熱狂には敵わない。

頑張って努力して上手いかなければ落ち込む。

頑張りは報われる、夢は叶う、そんなの幻想だ。

たいてい努力は報われず夢は叶わない。

だから、毎日を面白がって、熱中して、楽しもう。

昨日までの自分を超越する戦いをドキドキワクワク楽しもう。

（3）エコヒイキされよう！

世の中はエコヒイキでできている。

エコとは不公平、ヒイキとは肩入れ・可愛がる。

お客様のヒイキに公平なんて無い、全てはお客様次第。

自分もヒイキされよう。それには明るく元気で素直で前向き。

仕事のヒイキって仕事が三倍もらえること。

ヒイキの報酬は仕事、仕事の報酬は仕事がプロだと心得よ。

世の中、頑張りは報われるだとか、夢は叶うだとか、エコヒイキはいけないだとか... そういうのは学生の頃のお話です。でも、そんな社会の中だからこそ、夢を持ち、差別と戦い、他人との比較ではなく昨日の自分を超越する毎日を面白がりながらワクワクドキドキと生き抜いていくことが大切なのですね。その生き様の過程にこそ本当の価値があるのだと思います。新卒の皆さん、ようこそ y o k o - s o へ！

◆現物給与の所得税法上の取扱い

「現物給与」という言葉をご存知でしょうか？給与といえば金銭での支給が通常ですが、金銭以外の物又は権利、その他経済的利益を支給することを、現物給与と呼びます。これらは、金銭給与と同様に所得税の源泉徴収の対象になりますが、特定の現物給与に関しては、源泉徴収の対象にはなりません。今回は、現物給与の所得税法上の取扱いを解説致します。

●現物給与とは？

現物給与とは、食事の現物支給や商品の値引販売などのように、物又は権利その他経済的利益を従業員に支給することを言います。従業員に与える経済的利益とは、以下の通りです。

- (1) 物品その他の資産を、無償又は低い価額により譲渡したことによる経済的利益
- (2) 土地、家屋、金銭その他の資産を、無償又は低い対価により貸し付けたことによる経済的利益
- (3) 福利厚生施設の利用など(2)以外の役役を無償又は低い対価により提供したことによる経済的利益
- (4) 個人的債務を、免除又は負担したことによる経済的利益

●現物給与の課税上の取扱い

現物給与は、原則として給与所得の収入となり、源泉徴収の対象です。しかし、以下のような特定の現物給与に関しては、源泉徴収の対象にならず、課税しなくてもよいことになっています。

- (1) 業務遂行上の必要から支給されるものであり、受ける側にとっては付随的な利益にとどまること
- (2) 換金性に欠けるものであること
- (3) 評価が困難であること
- (4) 受ける側に、物品などの選択の余地がないこと
- (5) 一定の政策目的から支給されるものであること

主な現物給与	課税上の取扱い
食事の現物支給	従業員が食事額の1/2以上を負担、かつ会社が負担した食事額が月額3,500円以下の場合は、給与として課税されない
通勤定期券の現物支給	1か月あたり100,000円まで課税されない。超える部分は給与所得として課税する
制服等の現物支給	職務の性質上制服の着用を要する従業員に支給する制服、その他身の回り品は、課税されない(現物に代えて金銭を支給する場合は、給与所得として課税される)
永年勤続者への記念品の現物支給(旅行・観劇への招待等)	概ね10年以上勤務した人を対象とし、同じ人を2回以上表彰する場合は、概ね5年以上の間隔をおいて行われるものであれば、課税されない(現物に代えて金銭を支給する場合は、給与として課税される)
商品・製品等の値引販売	以下すべてに該当する場合は、給与として課税されない ①値引販売の価額が取得価額以上で、かつ通常販売価額の概ね70%以上 ②値引率が、全従業員に一律、又は勤続年数等に応じて合理的に定められている ③値引販売をする商品の数が、通常消費すると認められる程度である
住居の貸付(対使用人)	使用人に無償で貸与する場合は、賃貸料相当額が給与として課税される。使用人から徴収している額が賃貸料相当額よりも低い場合は、その差額が給与として課税される。ただし徴収している額が賃貸料相当額の50%以上であれば、その差額は給与として課税されない
住居の貸付(対役員)	※他から借り受けた住宅等を役員に貸与している場合の解説のみ 「会社が家主に支払う賃貸料の50%、又は賃貸料相当額ーその役員から徴収している賃貸料」の差額が、給与として課税される

●まとめ

上記に上げた例は、現物給与の課税上の取扱いの一例になります。通常金銭給与ではないために、源泉所得税の徴収漏れが起こりやすくなりますので、注意をしましょう。実務的に複雑です。少しでも疑問点がございましたら、弊所担当者までご相談下さい。

★ 悩める税制改正第4弾！

2019年度税制改正大綱によりますと、高齢者が資産を子や孫に贈与するときの非課税制度で条件が厳しくなり、課税範囲が広がります。また、相続した事業用土地の評価額を大幅に減らすことができる特例については駆け込み利用を封じる規定が盛り込まれました。今後は個人が保有する資産への課税が強化されます。

19年10月の消費税増税とその対策税制のほかにも家計にかかわる改正は多くあります。

● 資産課税さらなる包囲網

消費税率10%への引き上げ後の景気悪化を防ぐために政府は住宅、自動車の購入を支える減税策を導入します。19年10月から20年末までに新たに契約し入居した住宅について、住宅ローン控除の期間を現行より3年長い13年とします。消費税増税後に新たに購入して登録した自動車については毎年払う自動車税を年1,000～4,500円引き下げます。

● 子・孫に所得制限

こうした消費税増税対策に比べると目立ちませんが、税制改正大綱には富裕層に対する課税強化策が多く盛り込まれています。財産の生前贈与や相続に伴って負担する税金が今後、実質的に増えるケースが見込まれます。

代表例が贈与税の非課税制度をめぐる改定です。子や孫に（29歳以下）に教育資金を一括して贈与する場合に一人当たり1,500万円まで非課税となります。まとまった金額を一度に非課税で贈与できる利点があり、制度ができた13年以降、約19万件、37兆円の贈与に活用されてきました。

財産を圧縮することで将来子どもらにかかる相続税負担を軽減するために利用する高齢者層が多かったのですが、税制改正では贈与の期限を21年3月末へと2年間延ばす一方で、新たに所得制限を設けました。

19年4月以降、贈与を受ける子や孫は前年所得が1千万円を超えると非課税の扱いを受けられません。教育資金の用途についても条件が絞られ、3～29歳の子や孫が、学校以外で受ける趣味の習い事は19年7月以降、対象から外されます。

● 駆け込み贈与条件を厳しく

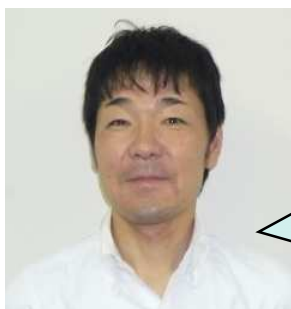
一括贈与の非課税制度はもともと富裕層に偏る資産を若年層に移転させる狙いから創設された制度であり、利用の自由度が高くなっていました。そのため亡くなる直前に多額の資金を慌てて贈与するケースも珍しくなく、この点を問題視した政府が是正策を盛り込んだ形となりました。

19年4月以降に、23歳以上の子や孫に贈与した後に死亡するケースが対象となります。

死亡する3年前に贈与した財産のうち、教育費に使わずに残っている分があると、相続財産に加算されて課税されるようになります。

教育資金の非課税制度とは別に、結婚・出産・育児資金についても一括贈与の非課税制度があります。

この制度は祖父母や両親が20歳以上50歳未満の子や孫に結婚・子育て資金を子・孫ごとに1,000万円までを非課税で贈与できる制度（結婚関連資金は300万円まで）ですが、こちらの制度も贈与を受ける子や孫の前年所得が1千万円を超えると非課税の扱いを受けられなくなります。



税横浜総合フィナンシャルの西尾です！

今月は教育資金一括贈与と結婚・出産・育児資金一括贈与のレポートのみをお送りいたしました。一括贈与に関しては条件が厳しくなりましたがルールに従って贈与をすれば相続対策としては引き続き有効な手段です。ご相談のある方は遠慮なくご相談下さい。

今月の yoko-so



いつも飲み会の写真ばかりですが、決して飲んでばかりではありませんよ？！

今回は4月の月初ミーティング後の懇親会と、新入社員の研修の様子をお届けします！

変わらないは、つまらない。



☆新入社員の皆さん☆
よ・う・こ・そ
y o k o - s o へ！！



いよいよ新年度がスタートしましたね！私たちTEAMyoko-soも4月1日から4名の新卒社員が仲間に加わりました。入社後1週間は、泉代表・山本所長による理念研修、業務マネージャーによるyoko-soマニュアル研修、そしてクレド委員会によるクレドトリセツ研修と、テーマを「yoko-soの理念・方針」にしぼり、それだけを徹底的に学ぶ研修が続きます。そして2週目からは「新人ジョブローテーション」として、3ヶ月間かけて様々な部署の職業体験をしてもらいます。財務メンバーと一緒にお客様訪問したり、業務メンバーに会計入力を教わったり、総務メンバーと契約書や申告書を製本したり…。分業制をとっているyoko-soだからこそ、全部署の仕事内容を知り、全体感を把握することが今後の働きやすさと成長スピードの向上へと繋がります。「皆で見て、皆で教え、皆で育てる」（バリュー「憧れの先輩」）を合言葉に、全員で大切な人財を育てます！！

次号予告

GWの予定はいかがでしょうか。この会報が届くころにはお休み中の方もたくさんいらっしゃるかと思います。私たちはというと、年に数回ある繁忙期の1つ、3月決算5月申告が迫っていることもあり、休みたいような休みたくなような、なんだか複雑な心境です（笑）

次号では無事繁忙期を乗り越えたであろう私たちの晴れやかな姿をお届けできることを信じて、繁忙期すらも楽しみながら過ごしていきたいと思えます！！

今月の一言…“良薬は口に苦し”

組織を伸ばしたければ、まず自分が上に行けば良い

社員のレベルが低いだとか、うちの会社はダメだとか、業界的に仕方ないとか... 言い訳する社長に限って自分を高める努力をしていない。毎月飲み屋には10万円使っても、自分の成長のための勉強に10万円使う社長は少ない、すべては社長の責任です。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言... (vol. 132)

★ 先日、あるセミナーに参加して参りました。これから我々を待ち受けている課題は「AI社会の到来」、「人口動態」と「更なる長寿化」の三つです。これらの環境変化に順応できるか否かで勝敗が決まると思います。その時代の荒波の中で我々がどう生き残っていくのかを考える時間となりました。時代がどんなに変わろうと我々がすべきことは徹底して丁寧なヒアリングを行い、顕在・潜在するお客様のニーズをしっかりと確認していくことだと改めて感じました。我々自身の付加価値を高めるべきときです。 (NISHIO)

★ “実るほど頭を垂れる稲穂かな”...新元号「令和」が発表され「平成」のカウントダウンが始まり、映し出される天皇皇后両陛下を拝見する度にこの言葉を強く感じずにはいられません。“徳”というオーラに包まれています。人は皆、一人で生きていくことはできません。組織もまた一人で作っていくことはできません。「経営者」という立場におごることなく、役割を全うすべく精進し、支えてくれるメンバーに深く感謝。今はマネでしかありませんが、心がけ続けていたら少しは近づくことができるでしょうか? (YAMAMOTO)

★ 4月から新卒4名が組織に加わり、フレッシュな雰囲気の中で仕事に取り組んでいます。業務上でも新たな取り組みとして、『サンクスカード』を使った他者貢献に対する見える化がスタートしました！書き始めて感じるのは、自分がお客様と対峙して仕事をするためには、事務を通して下支えしてくれるメンバーの存在や、情報収集・資料作成、知識面でサポートしてくれる他部署があってこそ、外を向いて戦えているということです。5月の母の日に向けて、嫁へ『サンクスカード』を書いてみようと思います(笑)。 (TOCHIKURA)

★ 月に一回は娘が孫を連れて遊びに来ます。監査法人勤務で休日出勤も多い旦那のいない休日、一人で孫の相手も大変なのでストレス発散に来るのかもしれませんが。おまけに、バアバに子どもを預けて、その間に夫婦でジイジにお寿司をご馳走になろう...なんて悪巧みまでしているようです(汗)。まあそれだけ共働きの子育ては大変だということでしょうか？子育てはすべて家内任せで、娘二人の入学式にも卒業式にも運動会にも文化祭にも行ったことのない私には文句を言う資格はありませんが(笑)孫もママに甘えて、我が家に来ればバアバと幼稚園教諭のおばちゃんに囲まれ、女三人から大切に育てられているので、ジイジの役割は、



焚き火で火遊びを教えて、ソリで雪まみれにして、森の中で薪拾いをさせて、落ち葉の中で転げまわして、夏になったら川に放り込んで... 危ないことと悪いことと無駄なことをたっぷり教え込んでやろうと思います。バーチャルな世界の中で何でも分かったような気分になる世の中、本当の雨の冷たさや、風の重さや、雪の清楚さを知っている大人に育てたいと思います。家内に「ジイさんは余計なことするんじゃないよ」と怒られながらも頑張ります(笑) (IZUMI)

TEAM yoko-so

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！

日時：2019年5月15日(水)28(火)／10時～18時半

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 54,000円

昼食代込（お二人迄参加可）

★ “未来創造塾” 毎月開催、経営者セミナー 《※※※年間会員募集中※※※》

第100回「姿勢が変わると、人生が変わる」

講師：株式会社N－STYLE 代表取締役 仲野 孝明

日時：2019年5月16日(木)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 5,000円

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、社会保険労務士法人エール

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人フードアカウンティング協会

(株)パワーズアンリミテッド、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります